

○学校法人青山学院役員報酬、役員退任慰労金等に関する規則

(2020年3月26日理事会承認)

改正 2021年3月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人青山学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)第19条の2の規定に基づき、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)の役員に支給する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 寄附行為第7条第1項各号に規定する理事又は監事をいう。
- (2) 常勤役員 寄附行為第7条第2項から第4項までに規定する理事長、常務理事及び常任監事をいう。
- (3) 常勤専務役員 常勤役員のうち職員でない者をいう。
- (4) 常勤兼務役員 常勤役員(常任監事を除く。)のうち職員である者をいう。
- (5) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (6) 非常勤外部役員 非常勤役員のうち非常勤内部役員以外の者をいう。
- (7) 非常勤内部役員 非常勤役員(監事を除く。)のうち職員である者をいう。
- (8) 職員 学校法人青山学院寄附行為細則第11条第3項の専任の職員をいう。
- (9) 役員報酬 役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (10) 役員退任慰労金 役員が退任の際、在任中の貢献、功労等の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (11) 報酬等 役員報酬及び役員退任慰労金をいう。
- (12) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる経費で、次に規定するものをいう。
  - イ 役員交通費 役員が職務執行のために、合理的な経路及び方法により自らの住居と青山キャンパスとの間を往復するために要する経費
  - ロ 旅費 役員が出張先で職務を執行するために直接的に必要となる経費をいう。
  - ハ 理事長、常務理事及び常任監事活動調査費支給に関する内規第1条に規定する活動調査費

(報酬等)

第3条 この規則の定めるところにより、役員に対し支給する役員報酬は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員基本報酬
- (2) 役員職務手当

(3) 賞与 次のとおりとする。

イ 役員賞与 次のとおりとする。

(イ) 夏季役員賞与

(ロ) 冬季役員賞与

ロ 役員期末手当

2 前項に規定するもののほか、寄附行為第 19 条第 1 項の規定により退任した役員に対し、この規則の定めるところにより、役員退任慰労金を支給する。

(報酬等の支給)

第 4 条 常勤専務役員に該当する理事長又は常務理事に対して、次に規定する報酬等を支給する。

(1) 役員報酬

(2) 役員退任慰労金

2 常勤専務役員に該当する常任監事に対して、次に規定する報酬等を支給する。

(1) 役員基本報酬

(2) 役員賞与

(3) 役員退任慰労金

3 前 2 項の規定にかかわらず、常勤専務役員が、一定の期間にわたり職務の執行ができず、当該役員の業務に支障が生ずることが判明した場合は、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、当該執行ができない期間に係る役員基本報酬及び役員職務手当の支給を停止することができる。

4 常勤兼務役員に対して、次に規定する報酬等を支給する。

(1) 役員職務手当

(2) 賞与

5 非常勤内部役員に対して、役員賞与を支給する。

6 非常勤外部役員に対して、次に規定する報酬等を支給する。

(1) 役員賞与

(2) 役員退任慰労金

(役員基本報酬)

第 5 条 常勤専務役員に該当する理事長又は常務理事に対して支給する役員基本報酬の月額、別表第 1 に規定する役員基本報酬表に基づき、理事会の承認を得て決定する。

この場合において、常務理事に対して支給する役員基本報酬は、5 号俸をその上限とする。

2 常勤専務役員に該当する常任監事に支給する役員基本報酬の年額は、別表第 2 に規定する役員基本報酬表に基づき、理事会の承認を得て決定する。この場合において、当該役員基本報酬の年額を 12 で除して得た金額を月額として毎月支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、常勤専務役員が職務を執行する日数(以下「執務日数」という。)が、1カ月間を平均して1週間当たり4.5日未満である場合は、別表第3の規定に基づき、執務日数に応じた係数を役員基本報酬に乗じて得た金額を支給する。  
(役員職務手当)

第6条 理事長又は常務理事に支給する役員職務手当の月額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長 250,000円
- (2) 常務理事 150,000円

2 前条第3項の規定は、常勤専務役員に該当する理事長、常務理事に支給する役員職務手当の支給について適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認める場合は、常勤兼務役員が担当する職務、本法人における役職の兼任に係る状況等を勘案し、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、当該常勤兼務役員に支給する役員職務手当の増額又は減額を行うことができる。この場合において、当該増額は、当該常勤兼務役員に支給する役員職務手当の2割を超えないものとする。

(月例報酬の取扱い)

第7条 常勤専務役員が月の途中で就任し、若しくは退任し、又は解任された場合の当該月の月例報酬(役員基本報酬及び役員職務手当の月額合計額をいう。以下同じ。)は、月例報酬1カ月分に相当する額を支給する。

2 常勤兼務役員が月の途中で就任し、若しくは退任し、又は解任された場合については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「月例報酬(役員基本報酬及び役員職務手当の月額合計額をいう。以下同じ。)」又は「月例報酬」とあるのは「役員職務手当」と読み替えるものとする。

(月例報酬の支給日)

第8条 常勤専務役員に支給する月例報酬及び常勤兼務役員に支給する役員職務手当の支給日は、当月20日とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の支給日が日曜日に当たるときは当該支給日の前々日(当該前々日が休日に当たるときは、当該休日の前日)に、当該支給日が土曜日に当たるときは当該支給日の前日(当該前日が休日に当たるときは、当該休日の前日)に支給する。

3 常勤専務役員が月の途中で就任した場合で、当該月の月例報酬を支給すべき前2項に規定する支給日に支給できないときは、当該月の翌月に、当該月の月例報酬を加算して支給するものとする。

4 常勤兼務役員が月の途中で就任した場合については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「月例報酬」とあるのは「役員職務手当」と読み替えるものとする。

(役員賞与)

第9条 次のいずれかに該当する役員(以下「支給対象者」という。)に対して、役員賞与を支給する。

(1) 青山学院給与規則施行細則第8条第2項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在任する役員

(2) 基準日前1カ月以内に退任した役員

2 支給対象者に対して支給する夏季役員賞与及び冬季役員賞与の支給基準額は、別表第4のとおりとする。ただし、支給対象者が第5条第3項及び第6条第2項の適用を受ける者である場合は、同表に規定する支給対象基準額に当該者に適用する別表第3の係数を乗じて得た額を支給基準額とする。

3 夏季役員賞与又は冬季役員賞与の支給額は、前項の支給基準額に、次に規定する支給対象期間における支給対象者の在任月数に応じて算定した係数(以下「支給係数」という。)を乗じて得た金額とする。

(1) 夏季役員賞与に係る支給対象期間 前年12月1日から当年5月31日まで

(2) 冬季役員賞与に係る支給対象期間 当年6月1日から当年11月30日まで

4 支給係数は、前項各号に規定する支給対象期間における支給対象者の在任月数(その在任月数に1カ月未満の端数がある場合は、当該端数を1カ月に切り上げる。)を6で除して得た数値とする。

5 前各項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認める場合は、支給対象者が担当する職務の執行状況等を勘案し、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、当該支給対象者に支給する役員賞与の増額又は減額を行うことができる。この場合において、当該増額は、当該役員賞与の2割を超えないものとする。

6 役員賞与は、第11条に規定する各支給日に支給する。

(役員期末手当)

第10条 基準日に在任する常勤専務役員(常任監事を除く。以下この条において同じ。)に対し、役員期末手当を支給する。

2 役員期末手当は、当年度の職員に適用する基準日に基づく期末手当の基準額に対する率に、同基準日に基づく勤勉手当の基準額に対する率を加えて得た数値を、月例報酬に乗じて得た金額とする。

3 常勤兼務役員に支給する役員期末手当は、前2項の規定を準用する。この場合において、前項中「月例報酬」とあるのは「役員職務手当」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認める場合は、常勤専務役員又は常勤兼務役員の在任期間、当該常勤専務役員又は当該常勤兼務役員が担当する職務の執行状況等を勘案し、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、当該常勤専務役員又は当該常勤兼務役員に支給する役員期末手当の増額又は減額を行うことができ

る。この場合において、当該増額は、当該役員期末手当の2割を超えないものとする。

- 5 役員期末手当は、前各項の規定により算定した金額を、次条に規定する各支給日に支給する。

(賞与の支給日)

第11条 賞与の支給日は、6月中旬及び12月中旬とする。ただし、理事長が、やむを得ない事情により必要があると認める場合は、常務理事会で協議し、理事会で承認を得て、当該支給日を変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、第8条第2項の規定を準用する。

(役員退任慰労金)

第12条 常勤専務役員に対して支給する役員退任慰労金は、第5条に規定する役員基本報酬(常任監事にあつては、同条第2項前段に規定する年額の18分の1に相当する額とする。)に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に規定する係数を乗じて得た金額に、当該各号に規定する常勤専務役員として在任した年数を乗じて得た金額に相当する額とする。

- (1) 理事長 2.0
- (2) 常務理事 1.8
- (3) 常任監事 1.3

- 2 常勤専務役員として在任した年数に1年未満の端数がある場合の取扱いは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に規定するとおりとする。

- (1) 1年に満たない月数がある場合 当該月数を12で除して得た数値を年数に換算する。
- (2) 1月に満たない日数がある場合 当該日数を1月に切り上げる。

- 3 非常勤外部役員に対して支給する役員退任慰労金は、100,000円に非常勤外部役員に該当する理事又は監事として在任した年数を乗じて得た金額に相当する額とする。この場合において、当該在任した年数に1年未満の端数がある場合の取扱いは、前項の規定を適用する。

- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認める場合は、役員の在任期間、当該役員が担当する職務の執行状況等を勘案し、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、当該役員に支給する役員退任慰労金の増額又は減額を行うことができる。この場合において、当該増額は、当該役員退任慰労金の2割を超えないものとする。

- 5 常勤専務役員にあつては寄附行為第19条第2項及び第3項の、非常勤外部役員にあつては同条第2項の規定により、解任された役員に対しては、退任慰労金は支給しない。ただし、特段の事情があり、かつ、必要があると認められる場合は、常務理事会

で協議し、評議員会及び理事会の承認を得て、当該役員に前各項の規定による役員退任慰労金の全部又は一部を支給することができる。

- 6 役員退任慰労金は、その支給対象となる常勤専務役員又は非常勤外部役員としての理事又は監事を退任する場合で、当該退任後引き続き常勤専務役員又は非常勤外部役員としての理事又は監事のいずれにも就任しないときに、支給するものとする。

(役員退任慰労金の支給時期)

第13条 役員退任慰労金は全て一時金とし、前条の規定により算定した金額を、常勤専務役員又は非常勤外部役員を退任した日から1カ月を経過するまでに支給するものとする。ただし、死亡により退任した当該役員に対する役員退任慰労金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(常勤専務役員又は非常勤外部役員が死亡したときの役員退任慰労金の取扱い)

第14条 常勤専務役員又は非常勤外部役員が死亡したときは、学校法人青山学院退職金規則第7条に規定する遺族の範囲及び順位に従い、本法人が正当と認めた者に役員退任慰労金を支給する。

(理事となる院長に支給する報酬等の取扱い)

第15条 理事となる院長の待遇は、第4条から前条までの非常勤外部役員又は非常勤内部役員に係る規定にかかわらず、次条から第18条までの規定による。

(理事となる院長に対する報酬等の支給)

第16条 理事となる院長に対して、次の各号に規定する区分に応じて、当該各号に規定する報酬等を支給する。

- (1) 非常勤外部役員に該当する院長 次に規定するものを支給する。

イ 役員報酬

ロ 役員退任慰労金

- (2) 非常勤内部役員に該当する院長 役員賞与

- 2 第4条第3項の規定は、非常勤外部役員に該当する院長に適用する。

(非常勤外部役員に該当する院長に支給する報酬等)

第17条 非常勤外部役員に該当する院長(以下「院長」という。以下この条において同じ。)に対して支給する報酬等は、次項から第6項までの規定による。

- 2 院長に対して支給する役員基本報酬の月額、別表第1に規定する役員基本報酬表を準用し、理事会の承認を得て決定する。この場合において、院長に対して支給する役員基本報酬は、5号俸をその上限とする。

- 3 院長に対して支給する役員職務手当の月額は、200,000円とする。

- 4 院長に対して支給する夏季役員賞与及び冬季役員賞与の支給基準額は、別表第5に規定するとおりとする。

- 5 基準日に在任する院長に対し、役員期末手当を支給する。

- 6 役員期末手当は、当年度の職員に適用する基準日に基づく期末手当の基準額に対する率に、同基準日に基づく勤勉手当の基準額に対する率を加えて得た数値に、第2項の役員基本報酬及び第3項の役員職務手当の月額合計額を乗じて得た金額とする。
- 7 院長に対して支給する役員退任慰労金は、第2項に規定する役員基本報酬に係数2.0を乗じて得た金額に、院長として在任した年数を乗じて得た金額に相当する額とする。
- 8 前各項に規定するもののほか、院長に対して支給する報酬等については、第5条第3項、第6条第2項、第7条第1項、第8条、第9条(第2項本文及び第5項を除く。)、第11条、第12条(第1項、第3項及び第4項を除く。)、第13条及び第14条の規定を適用する。

(非常勤内部役員に該当する院長に支給する役員賞与)

第18条 非常勤内部役員に該当する院長に対して支給する役員賞与については、前条第4項、第9条(第2項本文及び第5項を除く。)及び第11条の規定を適用する。

(報酬等の端数の取扱い)

第19条 報酬等の算定に当たって、その金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(報酬等の支給方法等)

第20条 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、役員本人から申出のあった積立金等を控除した金額を、役員が指定する日本の金融機関の普通預金口座に、一括して振り込むものとする。

(費用)

第21条 常勤専務役員及び非常勤外部役員に該当する院長に支給する役員交通費は、学校法人青山学院通勤手当支給内規及び学校法人青山学院自転車等交通用具の通勤等での使用に関する内規の規定の例による。

2 役員に支給する旅費は、学校法人青山学院役員旅費規則の定めるところによる。

3 常勤役員に支給する活動調査費は、理事長、常務理事及び常任監事活動調査費支給に関する内規の定めるところによる。

(公表)

第22条 本法人は、この規則をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条の2第4号の報酬等の支給の基準として公表する。

(定めのない事項)

第23条 この規則に定めのない事項については、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

(所管)

第24条 この規則は、法人本部人事部が所管する。

(改廃手続)

第 25 条 この規則の改廃は、常務理事会で協議し、評議員会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

附 則

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2021 年 3 月 25 日)

この規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第5条関係)

役員基本報酬 (単位：円)

号俸	月額
1	1,050,000
2	1,000,000
3	950,000
4	900,000
5	860,000
6	820,000
7	780,000
8	740,000
9	710,000
10	680,000

別表第2(第5条関係)

常任監事に係る役員基本報酬 (単位：円)

号俸	年額
1	13,000,000
2	12,000,000
3	11,000,000
4	10,000,000
5	9,000,000
6	8,000,000
7	7,000,000

別表第3(第5条関係)

執務日数による係数表

執務日数	係数
1日半未満	0.3
1日半以上2日半未満	0.5
2日半以上3日半未満	0.7
3日半以上4日半未満	0.9

別表第4(第9条関係)

役員賞与支給基準額

(単位：円)

支給対象者		夏季役員賞与	冬季役員賞与
常勤役員	理事長	840,000	980,000
	常務理事	600,000	750,000
	常任監事	600,000	750,000
非常勤外部役員		323,000	435,000
非常勤内部役員		400,000	550,000

別表第5(第17条関係)

役員賞与支給基準額

(単位：円)

支給対象者	夏季役員賞与	冬季役員賞与
非常勤外部役員に該当する院長	820,000	950,000
非常勤内部役員に該当する院長		